

段階	対象者	改正後			現行	
		割合 (政令)	割合 (軽減後)	保険料 (年額)	現行	保険料 (年額)
第 1 段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税の 老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税 かつ本人の年金収入等が 80 万円以下の方	基準額 ×0.455	基準額 ×0.285	20,170 円	基準額 ×0.30	21,240 円
第 2 段階	・世帯全員が市民税非課税 かつ本人年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 ×0.685	基準額 ×0.485	34,330 円	基準額 ×0.50	35,400 円
第 3 段階	・世帯全員が市民税非課税 かつ本人年金収入等が 120 万円超の方	基準額 ×0.69	基準額 ×0.685	48,490 円	基準額 ×0.70	49,560 円
第 4 段階	・本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者 がいる場合) かつ ・本人の年金収入等が 80 万 円以下の方	基準額 ×0.90		63,720 円	基準額 ×0.90	63,720 円
第 5 段階	・本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者 がいる場合) かつ ・本人の年金収入等が 80 万 円超の方	基準額 ×1.00		70,800 円	基準額 ×1.00	70,800 円
第 6 段階	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 120 万 円未満の場合)	基準額 ×1.20		84,960 円	基準額 ×1.20	84,960 円
第 7 段階	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 120 万 円以上 210 万円未満の場 合)	基準額 ×1.30		92,040 円	基準額 ×1.30	92,040 円
第 8 段階	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 210 万 円以上 320 万円未満の場 合)	基準額 ×1.50		106,200 円	基準額 ×1.50	106,200 円
第 9 段階	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 320 万 円以上 420 万円未満の場 合)	基準額 ×1.70		120,360 円	基準額 ×1.70	120,360 円
第 10 段階	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 420 万 円以上 520 万円未満の場 合)	基準額 ×1.90		134,520 円		
第 11 段階	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 520 万 円以上 620 万円未満の場 合)	基準額 ×2.10		148,680 円		
第 12 段階	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 620 万 円以上 720 万円未満の場 合)	基準額 ×2.30		162,840 円		
第 13 段階	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 720 万 円以上の場合)	基準額 ×2.40		169,920 円		

※現行の対象者は、本人が市民税課税の方で、合計所得金額が 320 万以上であれば、第 9 段階  
基準額×1.70 が上限となります。